



冬期間の調教に威力を発揮する屋根付き坂路馬場

景気の低迷、娯楽の多様化による全国的な競馬人気の陰りや、地方競馬の売り上げ低迷などの影響により、経営悪化が懸念されていた市畜産振興公社（理事長・本田市市長）は、平成十八年度から公社運営の大きなウエイトを占める遠野馬の里競走馬育成調教部門に一部民間活力を導入。経営改革の第一歩を踏み出しました。

経営改革への取り組み

馬の里は、総事業費約四十五億円を投じ施設を整備。全国から公募した職員を養成し、平成十年三月に事業開始。以来、競走馬育成調教事業と馬事振興事業を展開し、馬資源や施設を活用して多種多様な地域振興に貢献してきました。

最近では、市が目指す交流人口の拡大にも寄与しています。

遠野馬の里の歩み

岩手競馬に重点を置いていた馬の里は直接的な影響を受け、平成十六年度から平成十七年度上半期にかけて競走馬預託数が減少し公社経営の悪化を招きました。以上ことから、公社は事業の存続と収支の改善を図るため経営改革推進本部を設置し、より実効性を期待できる具体的な改革方法について踏み込んだ検討を重ねてきました。

経営改革の具体的内容

今回、第一ステップとして、ほかの部門に先行し競走馬育成調教部門の改革を実施しました。主な内容は、平成十八年度から民間会社を含む三社が馬主から競走馬の預託を受け、公社の

改革の今後の見通し

平成十八年度は、育成調教部門の民間化定着に努力しながら、馬事振興部門と放牧部門についても検討を重ね、平成十九年度に向けた公社全体の改革を実施し経営の安定化を図ります。

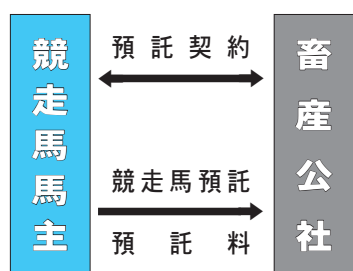
今後より一層、市の馬事振興と畜産振興の発展に寄与するよう努力していきます。

問い合わせ先＝遠野馬の里（☎5561）

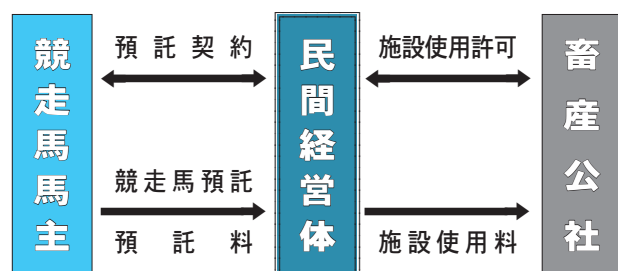
遠野馬の里競走馬部門を一部民営化

市畜産振興公社経営改革

【平成17年度までの経営形態】



【平成18年度からの経営形態】



水道料金、下水道使用料が改定されました

3月市議会定例会で「水道事業給水条例」などの一部が改正され、旧市村で料金体系が異なっていた水道料金、下水道使用料がそれぞれ統一されました。

新しい料金は6月使用量検針分から適用されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。



水道料金

給水装置の種類	基本料金（月額）		超過料金			
	給水量	金額	一般用	団体用・営業用		
専用給水装置	メーターの口径	20mmまで	一般用 5㎡まで	1,800円	給水量が10㎡を超える1㎡につき210円	給水量が10㎡を超える1㎡につき240円
			5㎡～10㎡	2,400円		
	25・30mm	団体用 5㎡まで	2,300円	1㎡につき210円	1㎡につき240円	
		5㎡～10㎡	3,000円			
		40mm	3,500円			
		50mm	9,200円			
75mm	15,500円					
100mm	34,500円					
公衆浴場用	メーターの口径ごとの基本料金の額。ただし、メーターの口径が20mmまでのものについては、団体用・営業用の区分の額を適用		メーターの口径が20mmまでのものについては、給水量が10㎡を超える1㎡につき130円。25mm以上のものについては1㎡につき130円			
プール用			1㎡につき220円			
臨時用			1㎡につき370円			
共用給水装置	専用給水装置に対応する額		専用給水装置に対応する額。ただし、料金が異なる二つ以上の用途区分に使用した場合には、別に管理者が定める割合で算定した額を適用			
私設消火栓			1回の放水10分につき1,300円			

加入金(分岐負担金) 4月1日から適用

メーターの口径区分	加入額
20mm	8万円
25・30mm	20万円
40mm	50万円
50mm	100万円
75mm	250万円
100mm	350万円

手数料 4月1日から適用

手数料区分	納付者	手数料
給水装置工事事業者指定手数料	指定を受けようとする者	1件 21,000円
設計審査手数料	設計審査を受けようとする者	1件 1,050円
工事検査手数料	工事検査を受けようとする者	1件 3,150円
私設消火栓立会手数料	私設消火栓の使用の立会いを受けようとする者	1件 200円
証明手数料	水道料金納入証明書などを受けようとする者	1件 200円

下水道使用料 水道水のみを使用した場合

使用水量	使用料	使用水量	使用料	使用水量	使用料
10㎡まで	1,442円	21㎡	2,695円	31㎡	3,935円
11㎡	1,555円	22㎡	2,818円	32㎡	4,068円
12㎡	1,668円	23㎡	2,941円	33㎡	4,201円
13㎡	1,781円	24㎡	3,064円	34㎡	4,334円
14㎡	1,894円	25㎡	3,187円	35㎡	4,467円
15㎡	2,007円	26㎡	3,310円	36㎡	4,600円
16㎡	2,120円	27㎡	3,433円	37㎡	4,733円
17㎡	2,233円	28㎡	3,556円	38㎡	4,866円
18㎡	2,346円	29㎡	3,679円	39㎡	4,999円
19㎡	2,459円	30㎡	3,802円	40㎡	5,132円

認定汚水量・下水道使用料

井戸水使用や水道水と井戸水を併用した場合

人数	認定汚水量	使用料(月額)
1人	6㎡	1,442円
2人	12㎡	1,668円
3人	18㎡	2,346円
4人	23㎡	2,941円
5人	27㎡	3,433円
6人	30㎡	3,802円
7人	32㎡	4,068円
8人以上	33㎡	4,201円

問い合わせ先＝水道料金に関しては、市水道事務所業務係（☎2111内線351）または宮守総合支所産業建設課地域整備係（☎2115）まで。下水道使用料に関しては、市下水道課普及係（☎1522）まで。